

CloudFastener 個人情報処理附則

株式会社サイバーセキュリティクラウド（以下「甲」という。）と契約者（以下「乙」という。）とは、甲と乙とが別途締結する CloudFastener 関連契約に基づき、乙が甲に個人情報の取り扱いを委託することについて、以下のとおり、本 CloudFastener 個人情報処理附則（以下「本附則」という。）を締結する。

第 1 条（本附則の適用範囲）

本附則は、CloudFastener の利用に関連して甲と乙の間において締結され、本附則を参照する契約（以下「原契約」という。）に基づき、乙が甲に委託する業務のうち、個人情報を取り扱う業務（以下「本件業務」という。）について、甲において安全管理措置を遵守するための義務等を定めることを目的とする。

第 2 条（定義）

本附則における「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号、その他の符号又は画像若しくは音声により当該個人を識別することができるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができるものを含む。）をいう。

第 3 条（秘密保持義務）

1. 甲は、本件業務の遂行にあたり乙から取り扱いを委託された個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、第 6 条に基づき再委託先に提供する場合を除き、第三者に提供し又は漏洩してはならない。
2. 甲は、本件業務に従事する者（以下「従事者」という。）について、第 9 条に定める義務を遵守させるとともに、従事者以外の者に本件個人情報を取り扱わせてはならない。

第 4 条（目的外利用の禁止）

1. 甲は、本件個人情報を、本件業務遂行以外の目的で利用してはならない。
2. 甲は、本件個人情報を、第三者から提供を受け、又は甲が独自に取得した個人情報等と本人ごとに突合する処理を行ってはならない。

第 5 条（安全管理措置）

1. 甲は、本件業務の遂行にあたり、本件個人情報の取り扱いに関する管理責任者を定め、甲における適法かつ適切な個人情報の取扱いが確保されるよう管理させなければならない。
2. 甲は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び関連法令等に従い、本件個人情報の漏洩、滅失又は毀損（以下「漏洩等」という。）の防止のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。
3. 甲は、外国において本件個人情報を取り扱う場合（甲が外国にある支店・営業所に本件個人情報を取り扱わせる場合、外国にある第三者に本件個人情報の取扱いを委託する場合及び外国にある第三者の

提供するクラウドサービスを利用し、その管理するサーバに本件個人情報を保存する場合を含む。以下同じ。）には、乙に対して、本件個人情報を取り扱う国名（外国にある第三者へ本件個人情報を提供する場合にあっては、当該第三者の企業名及び所在地並びに当該第三者が本件個人情報を保管する国名）に関する情報を、乙の要求に応じて提供しなければならない。

第6条（再委託）

1. 甲は、本件業務の遂行上、本件個人情報の取り扱いの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合には、再委託先の個人情報の取扱いについて、自らと同等以上の管理レベルにあることを予め確認しなければならない。
2. 甲は、再委託先に対して、第5条に定める安全管理措置その他の本附則に定める甲の義務と同等の義務を書面で課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、甲は、再委託先の行為について、乙に対して責任を負うものとする。

第7条（漏洩事案等の発生時の対応）

1. 甲は、本件個人情報の漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある場合には、当該漏洩等に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を直ちに乙に報告するものとする。このとき、甲及び乙は、漏洩等の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。
 - ① 概要
 - ② 漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
 - ③ 漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - ④ 原因
 - ⑤ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - ⑥ 本人への対応の実施状況
 - ⑦ 公表の実施状況
 - ⑧ 再発防止のための措置
 - ⑨ その他参考となる事項
2. 前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、漏洩等によって、本件個人情報の本人（本件個人情報によって識別される、又は識別されうる特定の個人を指し、以下単に「本人」という。）が被る権利利益の侵害の状況、漏洩等の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議のうえ定めるものとする。
3. 甲は、第1項に基づく報告後、当該報告をしようとする時点において把握していなかった第1項に掲げる事項が判明した場合、直ちに当該事項を乙に報告するものとする。
4. 甲は、乙が当該漏洩等について個人情報保護委員会への報告又は本人への通知をする場合、事態の把握を行うとともに、乙に対して情報提供、資料提出を行うなど、乙の当該報告又は当該通知に協力しなければならない。

第8条（本件個人情報の返却・廃棄）

1. 甲は、本件業務が終了したとき、又は乙の求めがあるときにはいつでも、本件個人情報（その複製物及び複写物を含む）のすべてを乙に返却し、又は復元できない手段で廃棄若しくは削除しなければならない。
2. 甲は、前項の廃棄又は削除について、廃棄又は削除された本件個人情報がどのようなものか特定できるよう、廃棄又は削除された日付、書類やデータの名称・件数、手段等を記録に残さなければならない。
3. 甲が第1項の廃棄又は削除を行った場合、甲は、乙に対し、速やかにその旨を書面により報告しなければならない。

第9条（従事者に対する監督・教育）

甲は、従事者に対し、必要かつ適切な監督・教育を行うとともに、本件個人情報に関する秘密保持義務を負わせるものとする。

第10条（本人に対する責任等）

1. 乙は、本件個人情報が適正に取得されたものであることを保証するとともに、甲に本件個人情報の取り扱いを委託することについて本人に対して責任を負う。
2. 甲は、本人から本件個人情報の開示、訂正、追加若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の者から本件個人情報の提供を要請された場合、速やかに乙に通知するものとする。この場合、甲は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、乙が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

第11条（有効期間）

1. 本附則は原契約が終了するまで有効に存続する
2. 前項の定めにかかわらず、第3条、第4条、第6条第3項後段、第7条、第10条及び本項は、本附則終了後も有効に存続するものとする。